

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成29年11月21日（平成29年（行個）諮問第174号）

答申日：平成30年1月25日（平成29年度（行個）答申第181号）

事件名：本人が特定日時に特定刑事施設職員の行為によって負った負傷に関する診断書等の不開示決定（適用除外）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「審査請求人が特定刑事施設在所中の特定年月日午後〇時頃、同所職員
の行為によって負った負傷に関する診断書等の書類及び写真の一切」に記
録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、
行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）
の第4章（開示、訂正及び利用停止）の規定は適用されないとして不開示
とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 本件審査請求の趣旨

法12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成29年6月16日付
け札管発第927号により札幌矯正管区長（以下「処分庁」という。）が
行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求
める。

2 本件審査請求の理由

（1）本人からの開示請求であること

処分庁は、不開示決定の理由として、開示請求の対象は、法45条1
項に該当する個人情報であるため開示請求等の規定の適用から除外され
るとする。

しかし、法45条1項が刑の執行等に関する保有個人情報を適用除外
としている趣旨は、それを開示の対象とした場合、前科等が明らかにな
るなど、受刑者等の立場で刑事施設に収容されたことのある者等の社会
復帰又は更生保護上問題となりうることがあるという、本人のプライバ
シー保護を図ることにある。

このような趣旨からすれば、公開を請求する当該本人からの開示請求
があった場合は、法45条1項により適用除外となることはなく、開示
の対象になる。

また、法が知る権利（憲法21条1項）の重要性に鑑み、行政機関が
保有する個人情報について、原則として開示請求の対象とし、例外的な
場合のみ対象から除外していることに鑑みれば、開示の適用除外を正当

化する本人のプライバシーへの危険は具体的なものでなければならない。請求者以外の者が請求者の前科の有無を確認する手段として当該請求者本人に開示請求をさせる可能性などといった抽象的な危険に基づいて、行政機関が保有する個人情報を開示請求等から適用除外とすることはできない。

(2) 現に収容中の者からの開示請求であること

確かに過去に収容されたものについては、前科の有無を確認する手段として、開示請求が用いられる事態は全く想定できないわけではない。

しかし、申立人のように、現に収容中である者については、前科の有無を確認する手段として、開示請求が用いられる事態は想定できない。

したがって、過去に収容されたことがある者については、本件の開示請求の対象が、法の開示請求等の規定の適用から除外されることがあるとしても、現に収容中である申立人からの開示請求の場合に、法45条1項により、開示請求等の規定の適用から除外されることはない。

(3) 写真について

本件開示請求の対象のうち、診断書等の書類は、それにより、申立人が刑務所に収容中であることが判明し、前科が明らかになりうる情報といえる。しかし、写真については、開示されたとしても、前科が明らかになるものではない。

したがって、本件開示請求の対象のうち、少なくとも写真については、法45条1項の適用がなく、開示請求の対象になる。

第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 本件審査請求は、審査請求人が開示を求めた保有個人情報「審査請求人が特定刑事施設在所中の特定年月日午後〇時頃、同所職員の行為によって負った負傷に関する診断書等の書類及び写真の一切」（本件対象保有個人情報）について、処分庁が、法45条1項の規定に該当するとして、本件対象保有個人情報の開示をしない旨の決定（原処分）を行ったことに対するものであり、審査請求人は、原処分の取消しを求めているものである。
- 2 法45条1項の規定において、刑事事件に係る裁判又は刑の執行等に係る保有個人情報は、開示請求手続等の適用除外とされている。当該規定の趣旨は、刑事事件に係る裁判又は刑の執行等に係る保有個人情報を開示請求等の対象とした場合、前歴等が明らかになるなど、受刑者等の立場で刑事施設に収容されている者又は収容されたことのある者の社会復帰上又は更生保護上問題となり、その者に不利益になるおそれがあるため、開示請求手続の適用除外とされたものである。

本件対象保有個人情報は、特定の個人が刑事施設に収容されている又は収容されていたことを前提として作成されるものであり、刑の執行等に係る保有個人情報に該当するものと認められる。

- 3 したがって、処分庁が、本件対象保有個人情報について、法45条1項の規定に該当し、開示請求等の規定の適用から除外されているとして開示しなかった本件決定は、妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年11月21日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成30年1月23日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「審査請求人が特定刑事施設在所中の特定年月日午後〇時頃、同所職員の行為によって負った負傷に関する診断書等の書類及び写真の一切」に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報について、法45条1項の規定により法の第4章（開示、訂正及び利用停止）の規定は適用されないとして、これを不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としているので、以下、本件対象保有個人情報に対する法の第4章の規定の適用の可否について検討する。

2 適用除外について

(1) 適用除外の趣旨

法45条1項は、刑事事件に係る裁判又は刑の執行等に係る保有個人情報について、法の第4章の規定を適用しないとしているが、その趣旨は、刑の執行等に係る保有個人情報を開示請求等の対象とした場合、雇用主等の要望により、本人が自己の刑の執行等に関する情報を取得し、それを提出させられるなどして、前科等が明らかになるなど、受刑者等の立場で刑事施設に収容されている者又は収容されたことのある者の社会復帰上又は更生保護上問題となり、その者に不利益になるおそれがあるため、本人の社会復帰上の不利益となることを防止することを目的として、開示請求手続の適用除外とされたものであると解される。

(2) 本件対象保有個人情報に対する法の第4章の規定の適用の可否について

諮問庁は、本件対象保有個人情報は、特定の個人が刑事施設に収容されている又は収容されていたことを前提として作成されるものであり、刑の執行等に係る保有個人情報に該当することから、法45条1項により法の第4章の規定の適用が除外されている旨説明するので、以下、本件対象保有個人情報の同項該当性について検討する。

本件対象保有個人情報は、「審査請求人が特定刑事施設在所中の特定

年月日午後○時頃，同所職員の行為によって負った負傷に関する診断書等の書類及び写真の一切」に記録された保有個人情報であることから，特定の個人が刑事施設に収容されている，又は収容されていたことを前提として作成されるものであると認められ，したがって，これを開示すると，特定の個人が刑事施設に収容されている，又は収容されていたことが明らかとなり，受刑者等の社会復帰上又は更生保護上問題になると認められる。

そうすると，本件対象保有個人情報は，法４５条１項により法の第４章の規定の適用除外とされる刑事事件に係る裁判又は刑の執行に係る保有個人情報であると認められる。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は，その他種々主張するが，いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象保有個人情報につき，法４５条１項の「刑事事件に係る裁判，刑の執行等に係る保有個人情報」に該当し，法の第４章（開示，訂正及び利用停止）の規定は適用されないとして不開示とした決定については，本件対象保有個人情報は同項に規定する保有個人情報に該当すると認められるので，妥当であると判断した。

（第１部会）

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史